焼言 ├──〉 公務職場におけるカスハラの特徴と対応策

組織に望まれる備え・対応の基本カスハラだと判断される場面と

弁護士/千葉商科大学大学院 客員准教授 加藤 美香保

員の割合が増えてきました。

いラスメント(本稿ではこれらを総いラスメント(本稿ではこれらを総いラスメント(本稿ではこれらを総いあいて、「カスタマーハラスメント」を明めて「カスタマーハラスメントを受ける職客や住民、取引先等の外部からの顧客や住民、取引先等の外部からの配容が増えてきました。

対応の基本などについて解説します。まえた備え、カスハラか否かの判断、ントの現状や、公務員の特殊性を踏す。本稿では、カスタマーハラスメ相手方との関係性が大きく異なりまんだ、民間企業と公共団体とでは、

カスタマーハラスメントの現状

生労働省による「職場のハラスメント査も進んできています。たとえば、厚て、各種アンケート等の実施による調スハラ」という)の社会問題化を受けスハラ」という)の社会問題化を受けれています。

に関する実態調査」では、令和2年度に関する実態調査」では、令和2年度の調査で、パワーハラスメント(以下「セクハラ」という)に加えて、初めてカスハラに関するアンケートを行っています。そこでは、「過去3年に顧客等からの著しいは、「過去3年に顧客等からの著しいは、「過去3年に顧客等からの著しいと惑行為を一度以上経験した」と回答した労働者が15%を超え、「セクハラを経験した」と回答した労働者が15%を超え、「セクハラを経験した」と回答した労働者の

表されたことが報道されました。 また昨年は、日本国家公務員が60・受けた経験のある国家公務員が60・受けた経験のある国家公務員が60・

が最多であり、「窓口や電話で長時間や大声で威圧するなど乱暴な言動」どで経験したカスハラの内容は「侮蔑どで経験したカスハラの内容は「侮蔑

求」などの回答がそれに次いでいます。の拘束」「行政手続き等への不当な要

カスハラの特徴公務員に対する

私企業においては、「顧客を選ぶ」とでカスハラを未然にある程度はは相手とする住民を選ぶことができは相手とする住民を選ぶことができません。また、相手方が住民であるません。また、相手方が住民であるません。

いる人もいます。いる人もいます。という歪んだ権利者意識を持ってい」という歪んだ権利者意識を持ってもいがっているのだから何を言ってもいがない。住民等の中には「税金を

た対応を考える必要がある点です。ハラの特徴であり、私企業とは異なってれらの点が、公務員の場合のカス

カスハラによる弊害

組まなくてはいけません。その対策には職場が一丸となって取りざまな大きな弊害が生じることから、

倒なことには巻き込まれないようにが担当している仕事ではないから、面上手だから、任せてしまおう」「自分上のの職員は厄介な相手の対応が

り大変危険です。当事者に大きな負担を課すことにな問題として一人に任せてしまうことは、

とおりです。 的に生じる代表的な弊害は、以下のカスハラが生じることによって具体

(1)モチベーションの低下

働く人にとっては、パワハラやセクもちろんのこと、外部からのハラスメントにおいても内部的なものと同様ントにおいても内部的なものと同様したがって、カスハラによって仕事にしたがって、カスハラによって仕事にある意味当然のことと言えます。

てくることがあります。 ばならない業務にも大きな支障が出これにより、本来取り組まなけれ

(2)メンタルヘルスの問題

ことがあり、その人や家族の生活 ろんのこと、同じ職場で働く職員にも 生に多大な悪影響が生じるのはもち 大きな負担を発生させることになり

(3)働く人が辞めてしまう

もなりかねません。 が職場を辞めてしまうということに 増大させるものですので、大切な人材 モチベーションを下げ、精神的疲労を カスハラへの対応は、上記のように

カスハラに対する備え

(1)基本方針や基本姿勢を明確化

する必要があります。 を基本方針や基本姿勢として明確化 に対して毅然とした態度で臨むこと ハラスメントも許さず、ハラスメント 組織は、カスハラを含む、いかなる

要以上に相手に譲歩したり、要求に がります。 ことを理解でき、適切な行動や判断 応えたりする必要はないのだという れが、カスハラの相手方に対して、必 徹底されることにより、働く人それぞ 指針とすることができることにつな また、基本方針や基本姿勢が周

(2)具体的対応方法・手順を策定

具体的対応方法や手順が定まってい 実際にカスハラが発生した場合の



感を高めます。 ることは、よりいっそう働く人の安心

ことにあります。 まるのか」というゴールが見えな るいは「どうしたら」「この問題が収 きな原因は、「いつになったら」、 カスハラに対応する人の不安の大 あ

の不安は私企業の労働者よりも大き の関係が切りづらい)からすれば、こ 特殊性(相手方を選べない、相手方と いと言えるかもしれません。 殊に、先に述べたような公務員

まっていることに加えて、「チーム」 ことになります。 が組織として決まっていれば、対応す る職員のストレスは大きく軽減する として複数人で対応をしていくこと に、よるべき「手順」があらかじめ決 したがって、カスハラが発生した際

> きます。 うという危険性を低減することがで 不合理な要求をとっさにのんでしま 落ち着いて対応することで、相手の 覚は大きな安心感につながりますし、 チームとして対応しているという感 するのは単独だとしても、 背後では

(3)相談体制の整備

ます。 ことも、組織全体の安心感につながる の受け皿となるような相談先がある うえ、対応の誤りを防ぐことができ また、クレームやハラスメント問

言えます を身に付けておくことが望ましいと などをアドバイスできるようなスキル 事案が発生した際に有益な対応方法 る情報・知識を普段から集め、実際に 相談先では、カスハラの対応に関す

整えておくことも有用です。 要に応じて相談できるような体制を 外部弁護士などと連携を取り、 必

実際に窓口や電話口で相手と対応

(4)対応ルールの教育・研修 カスハラに関する対応等について

立ちます。 くことも、 定期的に研修する機会を職場で設け、 人ひとりのスキルをアップしてい とっさの場合に大変役に

です。 行わないようにする注意も必要です。 要求についても「ハラスメント」「ク 動であればカスハラになるのかと 然毅然とした対応が必要ですが、 しっかり理解をしておくことが必 いう点について、働く人それぞれ レーマー」として誤った取り扱いを したがって、どのような要求や言 なお、ハラスメントについては当 知識がないばかりに、正当な

具体的な対応 カスハラと判断する場面と

要件が満たされる場合には、 と考えてよいでしょう。 次の(1)~(3)に記載するような カスハラ



かとう・みかほ 早稲田大学商学部卒業。 2004年弁護士登録。現在、 浅田・加藤法律事務所(東 京都港区)パートナー弁護 士。弁護士として、数多くの 交渉・クレーム対応を行って きた豊富な経験を基に、具 体的なクレーム解決策を伝 授。また、事業承継や職場 のセクハラ、パワハラ、いじ め問題にも取り組んでいる。 クレームの発生予防、発生 時の対応などをテーマとす るクレーム対応セミナーの 講師も務める。



(1)要求の内容が妥当性を欠く

- 組織に何らの落ち度が認められない 要求の内容が、組織が本来行う業 のに責め立てる、要求をする
- 組織に反社会的な行為や倫理に反 務やサービスとは関係ない
- する行為を求める

(2)手段・態様が

社会通念上不相当である

該当すると考えられます。 とも、その手段・態様が社会通念上不 体は正当性が否定されるものでなく 相当であることから、ハラスメントに 以下の例は、たとえ要求の内容自

すべき旨を告げてください。それで

お引き取りください」と明確に退去

話しできないようであれば、本日は

も退去しない場合には、⑤の「不退

め複数回告げることをお勧

ることから、退去については念のた 舎は公的に開かれている場所でもあ 告げた時間を記録しておきます。庁 い」ということを明確に告げ、その

①暴行・傷害を加える

例 殴る・蹴る・胸ぐらをつかむ・体 を押す・腕を強くつかむ

為ですので、速やかに警察を呼ぶな どの厳しい対応をすべきです。 暴行や傷害は犯罪ともなり得る行

②脅迫·中傷·名誉棄損·侮辱·暴言

「ぶっ殺すぞ」「税金泥棒」など

間や場所、 い。また速やかに、発言のあった時 警察や警備員を呼ぶなどしてくださ してひるむことなく、場面に応じて などの犯罪となり得ますので、けっ ては、脅迫罪、 これらの行為も態様・程度によっ 言動の具体的内容、状況 名誉棄損罪、 侮辱罪

> してください。 などをメモなどの記録に残すように

③威圧的な言動

個大声で怒鳴る・机やカウンターを でもやまない場合には、「冷静にお などと声かけをしてください。それ "冷静にお話しになってください. これらの行為があった際には、 たたく・椅子を蹴る

あります。 に「公務員から恫喝された」などと 言葉を使わないようにしてください です。大声で怒鳴り返したり乱暴な 迫まがいのことを言ったりしても、 いう揚げ足取りをされる可能性すら 相手が録音している場合もあり、逆 けっして挑発に乗らないことも必要 なお、相手が大声を上げたり、脅

④土下座の要求

場合と同様に「冷静にお話しできな 犯罪にあたり得る行為です。たとえ、 組織の側に非がある場合でも、働く 人が土下座をする必要はありません。 しつこく強要された際には、先の 土下座の強要も、 強要罪という

に連絡をするような事態に ください。実際には、警察 はすぐに警察に連絡をして ける可能性がある場合など 相手から身体的な攻撃を受

いのであればお引き取りください」 の対応に移ってください などと退去するよう明確に告げ、

(5)

罪が成立し得ます。 しない場合には、不退去罪という犯 ⑤不退去 退去を促したにもかかわらず退去

去」の場合の対応に移ります。 めします。

る場合もあります。ただし、 ことで、相手が自ら退去す だきます」と事前に告げる ので、警察を呼ばせていた 聞きいただけないようです お願いいたしましたが、お 警察に連絡をしてください 為を続けるような場合には ゙お引き取りいただくよう それでも居座り、迷惑行

> 察や警備などを呼ぶ」という手段が あることは、対応する人に大きな安 なることは稀かもしれませんが、「警 心を与えることになります。

⑥性的な言動

許されることがあってはなりません。 には開かれた場所で対応する」「複 ないようにし、「担当者を替える」 このようなことを行う住民等に対し とまったく関係のないものですので 「窓口や庁舎内で直接話をするとき 性的な言動は、業務やサービス 職員が一人で対応することの

必要ですので、「お引き取りくださ

そのためには退去を促すことが



Special Issue

てください。 数人で対応する」などの手段を取っ

組織的対策の基本

(1)対応する担当者(複数人)を

を決めます。のは複数人で行うこととし、担当者は一人でも、対応策を考えたりするなったり、電話応対の担当をするのなったり、電話応対の担当をするのなったり、電話応対の担当をするのと

(2)事実の確認をする

必要ですので、ずは事実確認をしっかり行うことがすスハラが発生したときには、ま

- ●組織のサービスに関連のある要望●相手の具体的な要求や不満は何か
- ●組織の側にミスや責められるべき

などを確認します。

組織の側にミスがあるような場合にも、まずはしっかりと事実を把握することが最優先ですので、ミスをした職員をこの段階でけっして責めした職員をこの段階でけっして責めれるあまり、事実を話さなくなってれるあまり、事実を話さなくなって

具体的方針を決める(3)全体の対応策の

具体的な方法は何かの側に法的責任があるか、組織側の側に法的責任があるか、組織側の側に法的責任があるか、組織側

●相手方の要求で対応できない点

おくことは非常に有用です。 おくことは非常に有用です。 おくことは非常に有用です。 おくことは非常に有用です。 おくことは非常に有用です。 おくことは非常に有用です。 おくことは非常に有用です。 おくことは非常に有用です。

対応することが必要です。可能性も念頭に置いて、落ち着いてされることも多いので、そのようなす。今は、隠れて録音や録画などを

て対応ができるようになると思い

でない場合と比べてだいぶ落ち着

ここまで準備をしておけば、そう

警察や外部弁護士との連携

殊性があります。との関係が「切りにくい」という特には、民間の企業と異なり、相手方には、民間の企業と異なり、相手方

と思われます。と思われます。と思われます。と思われます。と思われます。と思われます。と思われます。と思われます。と思われます。と思われます。と思われます。と思われます。と思われます。と思われます。と思われます。

くことも必要です。 は、カスハラの対応についてを行い、緊急の場合にもスムーズにを行い、緊急の場合にもスムーズにがにがいるができるようにしておいてがにがいいでができるようにしておいてができるようにしていて

生じさせないための工夫カスハラを

カスハラは、その対策も大切です

についても決めておきます。

警備を呼ぶか、警察を呼ぶか、

など

また、どのような状況になったら、

はありません。が、予防できればそれに越したこと

思われます。
思われます。
思われます。

窓口などでは、相手の話に耳を傾けていることが伝わるような対応をなど、思わぬところで相手の反感をなど、思わぬところで相手の反感をなど、思わぬところで相手の反感を

各人が窓口対応の際に気をつけて、いることや、有用な受け答えの方法、いることや、有用な受け答えの方法、納得を得られやすい言葉の選び方、納得を得られやすい言葉の選び方、

また、ハラスメント発生前でも、気をつけるべき相手」だと感じたら、対応時の状況についてなるべくら、対応時の状況についてなるべくら、対応時の状況についてなるべくメモなどで記録を残すようにすることも後に大変役に立つことがありませる。